

令和7年度
一般社団法人みやま放課後児童クラブ
入所のしおり



問い合わせ先

★放課後児童クラブ全般に関して：みやま市役所 子ども子育て課

〒835-8601 みやま市瀬高町小川 5 番地 TEL：0944-63-6111

★放課後児童クラブ運営に関して：（一社）みやま放課後児童クラブ

〒835-0101 みやま市山川町立山 1275-1 TEL：0944-67-0007

※このしおりは、お手元に保管してください。

目 次

1. 放課後児童クラブの概要について・・・・・・・・・・ 1

- ・ 放課後児童クラブの概要と方針について
- ・ (一社) みやま放課後児童クラブの概要について

2. 入所決定後の手続きなどについて

- ・ 各利用料金及び各種変更手続き・退所について
※利用形態に応じて(1)または(2)をご確認ください
- (1) 通年利用・・・・・・・・・・ 3
- (2) 長期保育利用・・・・・・・・・・ 4
- ・ 利用料納付方法
- ・ 入所式について

3. 放課後児童クラブの生活・お願いなどについて・・・・・・・・ 6

- ・ 一日の生活スケジュール、おやつ、弁当等について
- ・ 登所とお迎えについて
- ・ ご家庭との連絡について
- ・ 健康管理・安全管理・加入保険について

4. 放課後児童クラブ一覧・・・・・・・・・・ 9

1. 放課後児童クラブの概要について

放課後児童クラブの概要と方針について

◆放課後児童クラブとは

令和 5 年 4 月 1 日より放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の所管が「厚生労働省」から「こども家庭庁」成育部門へ移管されました。

法定根拠である児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源と連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行います。そして児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を優先に考慮し育成支援を行います。（厚労省「放課後児童クラブ運営指針」より）

◆（一社）みやま放課後児童クラブ運営方針

あいさつ・あそび・生きる力

- ・「あいさつ」 人と人とのつながりの始まり。コミュニケーション力
- ・「あそび」 豊かな遊びと情緒の安定。あそぶ体験を通して学ぶ力
- ・「生きる力」 異年齢集団の中で人間関係の基礎を学び、自ら考え自ら行動する力

◆（一社）みやま放課後児童クラブ支援方針

待つ、ほめる、共感する

- ・「待つ支援」 ・ ・ 子どもの成長を待つという支援
- ・「ほめる支援」 ・ ・ 見通しを持った生活の中で、意図的にほめる支援
- ・「共感する支援」 ・ ・ 一緒に笑い、一緒に悲しみ、悩み、一緒に感動する支援

（一社）みやま放課後児童クラブは、子どもたちにとっての心地よい居場所として、豊かな放課後生活を保障し、保護者の皆様の気持ちに寄り添った子育て、就労支援に努めてまいります。

(一社) みやま放課後児童クラブの概要

- ◆設置者 みやま市 *担当窓口 みやま市役所 子ども子育て課
- ◆運営者 (一社) みやま放課後児童クラブ
当法人は平成 28 年 4 月からみやま市より業務委託を受けて運営しています。
- ・理事長 松野 慎一
- ・理事・監事 11 名
- ◆所在地 〒835-0101 みやま市山川町立山 1275-1
- ◆対象者 昼間保護者が就労等で家にいないみやま市の小学校に在籍している 1 年生から
6 年生の児童。
- ◆所属クラブ みやま市内 7 カ所
*所在地等詳細は P9 に掲載しています。
- ◆開所時間 平日 下校時～18:30
長期休み、土曜日 8:00～18:30
*土曜日は利用希望者登録制度になります。
*欠席の場合はクラブへメール等で必ずご連絡ください。
- ◆閉所日 日曜日、祝祭日、8 月 13 日～15 日、
年末年始 (12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)
臨時休所 台風大雨等災害、感染症等で臨時休校となった場合
- ◆保育契約期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 (1 年間)
*毎年申請が必要です。
- ◆職員 放課後児童支援員認定資格研修を受講し、みやま市の規定に基づいて配置します。

2. 入所決定後の手続きなどについて

(1) 通年利用：1年間を通して入所（放課後及び長期休みを含む）

◇利用料について

- ・土曜日は利用希望者登録制となります。（土曜日勤務の方が対象 月額 1,000 円）

児 童	月 額 (月～金)	月 額 (月～土)
第1子	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
第2子	4, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
第3子	3, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

- ・実費負担・・・校外学習や3年体験学習などの一部実費負担があります。

* 月途中の入・退所の場合でも日割りはありません。月額料金となります。

◇入所辞退、中途退所について

- ・入所決定通知受け取り後の入所辞退は、3月中に利用予定クラブへ申し出てください。
- ・基本的に年度途中の退所については認めておりません。（但し、退職等で家庭保育が可能となった場合、転出、本人の入院、病気療養などは除く）
- ・自己都合退所の場合は残期間納入予定金を申し受ける可能性があります。

※退所届について

- ・退所される場合は「退所届」が必要となります。口頭での受付はできません。
- ・「退所届」と合わせて緊急メール登録削除をお願いします。尚、引き落とし口座の手続は不要です。
- * 「退所届」の提出がなければ、クラブへの登所がなくても利用料はかかりますのでご了承ください。

■法人年会費 1世帯 2,000 円（2月末までに利用クラブへ納入してください）

■利用料金の減免について

- ・生活保護を受給している世帯、市民税非課税の世帯、就学援助の認定を受けている世帯については、超過料金を除く利用料金が減額の対象になります。減免を受けるには、みやま市教育委員会、子ども子育て課で申請が必要です。尚、年毎の申請となります。

(2) 長期保育利用（夏休み、冬休み、春休み）

◇利用料について

- ・土曜日は利用希望者登録制となります。（土曜日勤務の方が対象 月額 1,000 円）

児 童	区 分	月～金		月～土	
		年 額	内 訳	年 額	内 訳
第 1 子	夏休み	30,000 円	20,000 円	34,000 円	22,000 円
	冬休み		5,000 円		6,000 円
	春休み		5,000 円		6,000 円
第 2 子	夏休み	24,000 円	16,000 円	28,000 円	18,000 円
	冬休み		4,000 円		5,000 円
	春休み		4,000 円		5,000 円
第 3 子	夏休み	18,000 円	12,000 円	22,000 円	14,000 円
	冬休み		3,000 円		4,000 円
	春休み		3,000 円		4,000 円

- ・実費負担・・・校外学習や3年体験学習などの一部実費負担があります。

◇入所辞退、中途退所について

- ・基本的に利用途中の退所については認めておりません。（但し、退職等で家庭保育が可能となった場合、転出、本人の入院、病気療養などは除く）
- ・一日でもご利用された場合は利用料の返金はありませんのでご了承ください。

※退所届について

- ・退所される場合は「退所届」が必要となります。口頭での受付はできません。
- ・「退所届」と合わせて緊急メール登録削除をお願いします。尚、引き落とし口座の手続は不要です。
- *「退所届」の提出がなければ、クラブへの登所がなくても利用料はかかりますのでご了承ください。
- *長期のみ利用の方には、利用開始の前月（6月、11月、2月）に引き落としに関する書類を郵送しますので必ずご確認ください。

■法人年会費 1世帯 2,000 円（2月末までに利用クラブへ納入してください）

■利用料金の減免について

- ・生活保護を受給している世帯、市民税非課税の世帯、就学援助の認定を受けている世帯については、超過料金を除く利用料金が減額の対象になります。減免を受けるには、みやま市教育委員会、子ども子育て課で申請が必要です。尚、年毎の申請となります。

■保育時間超過について

- ・18:30 までにお迎えが出来なかった場合は1世帯につき1000円申し受けします。

■利用料金の納付方法について

◎福岡銀行の口座振替になります。

- ・振替日は毎月15日（当月分）です。 *金融機関休業日の場合は翌営業日引き落としのご確認を必ずお願いします。
- ・初回登録料金165円については保護者の皆様にご負担をお願いします。毎月の振替手数料は、法人で負担いたします。

***新規入所児童の方は2月末までに登録手続きをお願いします。詳細は別紙で案内します。**

***継続入所の場合は手続きの必要はありません。**

- ・引き落とし後の返金は原則行っておりません。ご了承ください。

■利用料の未納について

- ・未納が3ヶ月となった場合は中途退所を命ずることがありますのでご注意ください。
- ・引き落としができなかったご家庭には支払いのお願い文書を送付し、延滞の手数料が発生する場合があります。

■申請内容の変更について

- ・住所、就労先、世帯の状況等、当初申請した内容に変更があった場合は、速やかに利用クラブへ申し出てください。
- ・就労等で契約の変更があった場合や、転職などにより申請理由に変更が生じた場合は、改めて「就労証明書」の提出が必要となります。

【緊急連絡先について】

- ・児童のケガ、体調不良で緊急に連絡が必要になった場合は、緊急カードに従い、就労先に連絡を入れることがあります。携帯番号など緊急連絡先に変更があった場合は利用クラブへ申し出てください。

■各種提出書類、緊急メール手続きについて

- ・健康調査票、緊急カード等の書類は2月末までに利用クラブへ提出してください。
- ・緊急メール登録（グループメ）については4月に予定しています。詳細は入所後にお知らせします。尚、退所される場合は登録削除をお願いします。

■入所式および入所説明会について

- ・新規入所児童、保護者、来賓、関係者において、入所の儀式と放課後児童クラブや入所後のクラブ生活などの説明会を開催します。別紙ご案内でご確認ください。

3. 放課後児童クラブの生活・お願いなどについて

■放課後児童クラブの生活スケジュール

・平日

・土曜日、長期休業

学校放課後	登所 ただいま 着替え 学習 おやつ あそび	8:00	登所 おはよう 集会 あそび
18:30	降所 さようなら	12:00	昼食 ・ 休息 あそび
		18:30	降所 さようなら

■クラブの生活について

- ・クラブの生活は「ただいま」からはじまります。制服から私服へ着替える間に気持ちを切り替えます。身の回りを片付けることで自己管理ができるようになります。
- ・集団生活の中では、仲良く遊んだり時にはケンカしたり、ぶつかり合うことがあります。意見や思いの違いを認め合える仲間づくりを支援します。

*子ども達が健全な生活習慣を身に付けられるよう着替え、学習、そうじ等の時間を設け、子ども達が考えて過ごせるよう支援、援助を行います。

*学習支援については、自習や宿題の時間、放課後の家庭学習の習慣づけを目的にしています。支援員は学習指導は行えませんので内容等についてはご家庭で必ず確認をお願いします。

◎持ってくるもの

- ・帽子 . . . 外あそびで使います。
- ・水筒 . . . スポーツ飲料可 *夏場は多めに用意して下さい。
- ・学習できるもの . . . 宿題（長期、土曜日はドリルや学習できるもの）
- ・お弁当 . . . 土曜日・学校休業日（夏休みなど）

*クラブに持ってくるものには必ず名前を書いてください。

◎持ってきてはいけないもの

- ・高価な遊具、筆記用具類
- ・昆虫などの生き物
- ・携帯電話、ゲーム機
- ・学校で持ち込み禁止にしているもの

■お弁当・おやつについて

- ・クラブでの給食はありません。土曜日、長期休みなど学校給食がない日は、必ずお弁当をご持参ください。持ってくる際は、保冷バックや保冷剤を活用されますと、食中毒予防になり安心です。
- ・こんにゃくゼリーはのどに詰まらせる恐れがあり、禁止となっております。
窒息、誤嚥を防ぐために、食品や食材の大きさ（食べやすい大きさにカットする等）にご配慮をお願いいたします。
- ・お弁当を持参できない場合は、市販のもので構いません。ただし、汁物など自分で準備や片付けができないものは避けてください。また、食育面での配慮からもバランスのとれた商品と一緒に選ぶことも健全な生活習慣に大切なことです。
- ・クラブではおやつを提供します。不定期に手作りおやつもします。アレルギーの場合は、必ず健康調査票に記入してください。

■登所とお迎えについて

- ・平日は学校から自分で歩いてクラブに登所します。
長期休業日や土曜登録利用日は保護者の送迎です。必ず支援員に託してください。
8:00 以前の受け入れは出来ません。また安全確保の為、できるだけ 8:00～9:00 の間に登所してください。
- ・クラブを欠席する場合は、必ず保護者からのご連絡をお願いします。学校を欠席する時はクラブにもご一報ください。連絡は、クラブ携帯にメールをしていただくと確実です。
- * 欠席連絡がない時は安全確認のため、緊急カードへお申し出の順に連絡します。
- * 2 カ月間、月の利用日数が 5 日以下の場合は、利用のご辞退等のご相談をさせていただく場合があります。待機者がありますのでご理解ご協力をお願いいたします。
- ・お迎えは必ず開所時間内に保護者の責任において行ってください。
18:30 を過ぎると超過料金 1000 円を申し受けます。
- ・お迎えはお申し出の方へ児童の引き渡しをします。お申し出以外の方がお迎えに来られる場合は、**どなたが何時頃お迎えに来られるかを保護者が事前にご連絡ください。**
- ・保護者からの連絡がない場合は、児童の引き渡しはできません。様々な事故や犯罪防止のためです。保護者からの確実なご連絡をお願いします。
- ・兄弟姉妹のお迎えは中学生以上としています。事前に保護者からご連絡が必要となります。
- ・必ず、支援員とあいさつを交わしお帰りください。

■習い事等への送り出し

- ・犯罪や事故等を防ぐため、一切の送り出しはしておりません。保護者の責任において行ってください。

■土曜利用登録について

- ・土曜日の保育は事前登録制となっています。合同保育で開催場所が変わる場合もあります。詳細は別プリントにて事前にお知らせします。

■学校スクールバスについて

- ・桜舞館小、瀬高小、高田小のスクールバスを利用する児童は、クラブに入所すると下校時にはスクールバスの利用はできないと教育委員会で決められています。

■ご家庭との連絡について

- ・毎月初めに「クラブたより」を配布します。クラブ行事、日頃の取り組み、子どもの成長、クラブの課題、状況、お知らせなどを載せています。必ずご確認をお願いします。
- ・クラブ施設でも連絡事項を掲示する場合があります。

【緊急時について】

- ・様々な事態（災害・事件・事故・感染症など）に備えて緊急配信システム（グループメ）を活用しています。緊急時はこまめに確認してください。
- * 学校に準じた取り扱いになりますので、台風大雨などで臨時休校となった場合は、クラブも休所となります。長期休業期間や土曜日はみやま市と協議をして、開所・閉所を決定します。
- 台風接近などの緊急時・・・全校一斉集団下校、保護者引き渡し・・・閉所
台風接近などの緊急時・・・臨時休校・・・閉所
- * みやま市と協議決定し、緊急メール（グループメ）でお知らせします。
- * 支援員は救命・防災訓練を年1回消防署で行っております。
児童は安全計画に従い、月1回避難訓練等を行います。
- 児童のけが等で緊急に保護者の方に連絡をとることがあります。緊急カード記入にそって保護者へご連絡します。

■安全管理

クラブでは子ども達が安心して安全に過ごせるよう、万全の体制で取り組みます。

- ・保育中に万が一児童がケガをした場合、支援員が必ず保護者に連絡し対応を確認します。
緊急と判断した場合は病院に引率し保護者に連絡します。
- ・加入保険は傷害、賠償保険（死亡 300 万円、けが通院 2,000 円/日、入院 5,000 円/日）
保険の適用はクラブ管理時間下の活動中で、加入保険の保障範囲内となります。

■健康管理

毎日健康で元気に快適に過ごせるよう、児童の健康管理には十分注意を払います。

- ・病気、病院受診中の場合は登所をお断りする場合があります。
- * 体温が 37.5 度以上の場合は登所できません。
- ・学校が定める出校停止の感染症にかかった場合は、医師の許可があるまでは休ませてください。尚、クラブへもお知らせください。インフルエンザなどの感染症で学級閉鎖・学年閉鎖となった場合は、閉鎖対象となる学級・学年の児童はクラブへ登所できません。
- ・事故等ケガ防止のため自転車やサンダル履きでの登所はできません。

4. 放課後児童クラブ一覧

クラブ名	住 所	電 話
瀬 高 放課後児童クラブ	835-0024 瀬高町下庄 1373	6 3 - 2 0 6 2
大 江 放課後児童クラブ	835-0019 瀬高町大江 1726	6 2 - 2 0 8 2
南 放課後児童クラブ	835-0013 瀬高町太神 1343	6 3 - 8 7 7 7
清 水 放課後児童クラブ	835-0005 瀬高町大草 1596-1	6 3 - 8 9 8 7
水 上 放課後児童クラブ	835-0007 瀬高町長田 3228-2	6 3 - 8 7 6 3
高 田 放課後児童クラブ	839-0221 高田町下楠田 1443	2 2 - 4 7 7 8
桜舞館 放課後児童クラブ	835-0131 高田町舞鶴 257-1	6 7 - 1 6 8 8

本部事務所	835-0101 山川町立山 1275-1	TEL 6 7 - 0 0 0 7 FAX 3 2 - 8 3 4 3
-------	-----------------------	--

* 連絡される場合は電話番号のお間違いがないようにお願いいたします。